

## 千葉県地価調査

### 【実施機関】

千葉県県土整備部用地課

### 【調査時期】

毎年7月1日現在

### 【調査概要】

#### (目的)

国が行う地価公示(毎年1月1日実施)とあわせて一般の土地の取引価格の指標とするとともに、公共事業用地の買収価格の算定に用いられるなど、適正な地価の形成に寄与することを目的としています。

#### (主な内容)

1 基準地の単位面積当たりの価格判定の基準日

2 基準地の単位面積当たりの価格等

#### 宅地

(1) 基準地番号

(2) 基準地の所在及び地番並びに住居表示

(3) 基準地の1平方メートル当たりの価格

(4) 基準地の地積

(5) 基準地の形状

(6) 基準地の利用の現況

(7) 基準地の周辺の土地の利用の現況

(8) 基準地の前面道路の状況

(9) 基準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況

(10) 基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況

(11) 基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの

#### 林地

(1) 基準地番号

(2) 基準地の所在及び地番

(3) 基準地の10アール当たりの価格

(4) 基準地の地積

(5) 基準地の利用の現況

(6) 基準地の周辺の土地の利用の現況

(7) 交通接近条件(基準地から搬出地点までの搬出方法及び距離、搬出地点の道路の状況、最寄駅及び最寄駅までの距離、最寄集落及び最寄集落までの距離)

(8) 公法上の規制

(9) 地域の特性

#### (調査方法)

毎年1回、基準地について不動産鑑定士等の鑑定評価を求め、これを審査し、必要な調整を行って、7月1日を基準日とした当該基準地の単位面積当たりの標準価格を判定します。

#### (公表時期)

県報公告9月20日前後

#### (公表方法)

県報、刊行物及びホームページに掲載